

景観法に基づく届出に係る事前相談のお願い

山形県では、平成20年7月より、景観法及び山形県景観条例に基づき、大規模建設行為等の届出を実施しております。この届出により、県民や来訪者に親しまれている山岳の眺望景観の保全、自然景観や田園、市街地等の周辺景観との調和等に配慮していただくこととしています。

つきましては、**届出対象行為を計画されている場合は、計画段階（設計等が決定する前に）で事前相談いただき、景観への配慮事項の確認等、皆様と双方向的な景観形成を推進したい**と考えています。

また、**事前相談は計画途中で手戻りを生じさせないでスムーズに計画を進めるうえで効果的である**と思われまますので、是非、事前相談していただくようお願いいたします。

本県の良好な景観を将来の世代に引き継ぎ、心豊かな県民生活の実現のため、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

■ 届出対象行為及び規模

届出の対象となる行為は次のとおりです。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下、「建築等」という。）
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下、「建設等」という。）
- ③ 開発行為^{*1}（^{*1}都市計画法第4条第12項）
- ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
- ⑤ 屋外における土石、廃棄物^{*2}、再生資源^{*3}その他の物件の堆積

（^{*2}廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項 ^{*3}資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項）

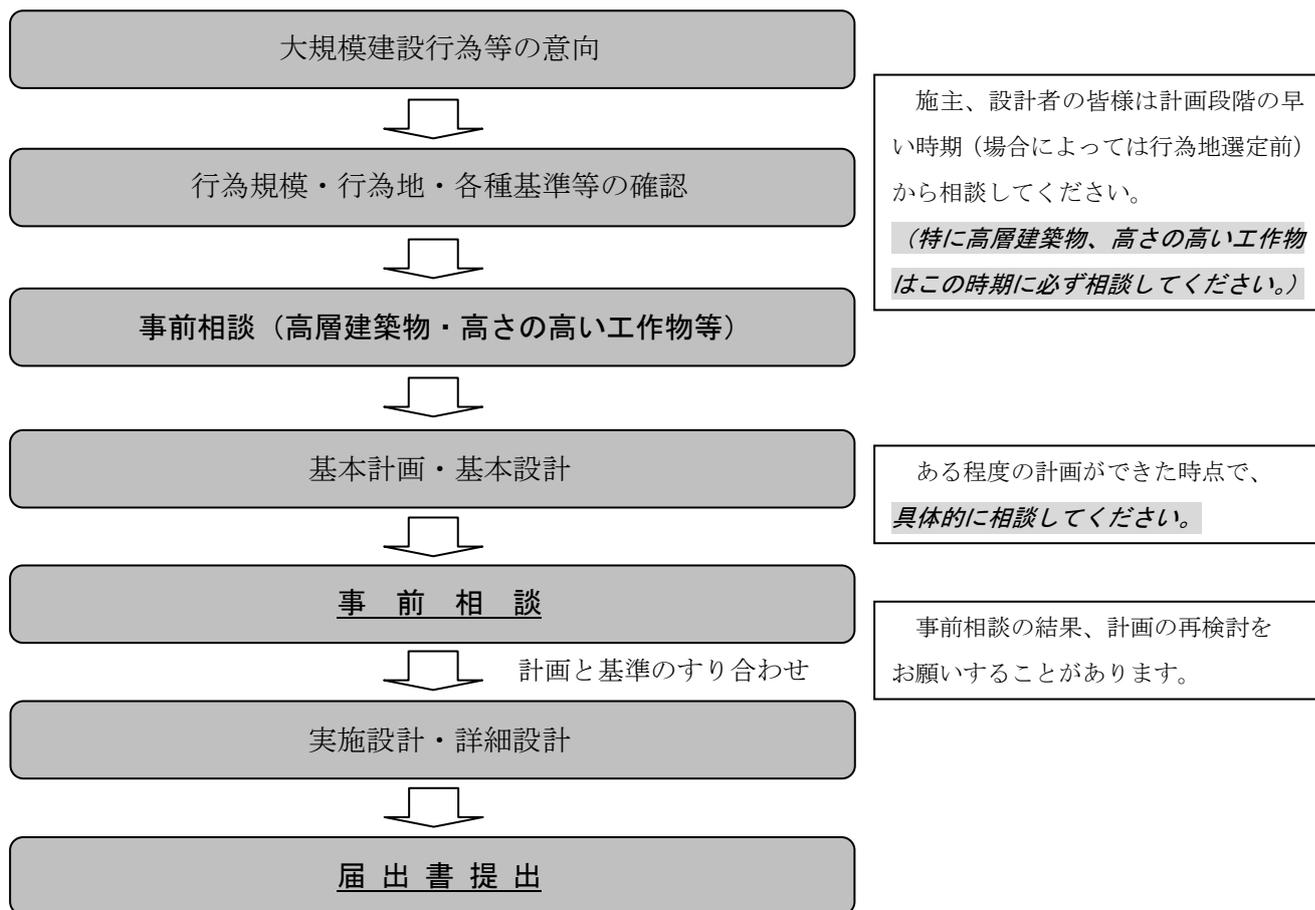
下表の規模（高さ、長さ、面積すべて）以下の行為は、届出の適用除外です。

いずれかの規模を超える場合は届出が必要です。

対象行為	区 分	高さ (m)	面積 (㎡)
建築物の 建築等	新築・増築・改築又は移転（建築面積）	13	1,000
	外観の変更、色彩の変更（変更面積）	—	400
工作物の 建設等	煙突、広告塔、高架水槽など	13	—
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設など	13	1,000
	電気供給又は電気通信施設	20	—
	その他の工作物	13	1,000
開発行為（法高又は擁壁高、土地面積）		高さ5かつ長さ30	3,000
土地の形質の変更（法高又は擁壁高、土地面積）		高さ5かつ長さ30	3,000
物件の堆積（堆積高、土地面積）		5	1,000

注 この他、通常の管理行為や災害のため必要な応急措置等、届出除外となる行為があります。

■ 届出までの流れ



■ 注意事項

- 1 届出書を提出し、受理された日から 30 日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手することができません。（この期間は最大 90 日まで延長されることがあります。）
- 2 山形県景観計画に定められた届出対象行為の景観形成基準に適合しない場合、勧告・変更命令をすることがあります。
- 3 上記の勧告に従わない場合、その旨が公表されたり、変更命令に従わない場合、景観法の罰則を適用することがあります。

■ その他

山形県の景観形成に関する詳しい情報は、「山形県ホームページ」内で「やまがたの景観」と検索していただけますと御覧になれますので、是非、御確認ください。

～ 事前相談はこちらへお願いします ～

山形県県土整備部 県土利用政策課 景観・地域づくり担当

TEL 023-630-2581 FAX 023-630-2582

村山総合支庁建設部 **建築課** 審査指導担当（上山市、天童市、寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、

TEL 023-621-8235 FAX 023-634-9204 山辺町、中山町、西川町、朝日町、大石田町）

最上総合支庁建設部 **建築課** 審査指導担当（新庄市、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、

TEL 0233-29-1418 FAX 0233-23-1164 戸沢村）

置賜総合支庁建設部 **建築課** 審査指導担当（南陽市、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町）

TEL 0238-26-6090 FAX 0238-24-7994

庄内総合支庁建設部 **建築課** 審査指導担当（庄内町、三川町、遊佐町）

TEL 0235-66-5642 FAX 0235-66-3898

※ 山形市、鶴岡市、米沢市、酒田市、長井市、河北町、大江町、金山町、高島町での行為は各市町へ御確認ください。